

伊丹市廃棄物減量等推進審議会委員の市民公募選考要領

1. 目的

この要領は、伊丹市廃棄物減量等推進審議会委員の市民公募の選考に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2. 選考委員会

(1) 市民公募の選考を行うため、伊丹市廃棄物減量等推進審議会委員の市民公募選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 本選考委員会は、公募から選考までの間について設置するものとする。

3. 選考委員会の委員構成

選考委員は、市民自治部長、市民自治部環境政策担当参事、グリーン戦略推進室長、生活環境課長で構成する。

4. 選考方法

(1) 各選考委員は、厳正かつ公平・公正な選考を行わなければならない。

(2) 選考は、選考委員が別紙の審査表に基づき、応募者から提出された作文を審査し、必要に応じて面接を行い、伊丹市廃棄物減量等推進審議会委員として委嘱するかどうかを決定する。

(3) 同一得点の場合は、必要に応じて選考委員会で協議し決定する。

5. 選考基準（留意事項）

(1) 幅広い知識を有していること。

(2) 建設的な意見が述べられていること。

(3) 問題意識を持っていること。

(4) 論点が整理されていること。

6. 選考結果の通知

(1) 選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

(2) 不採用となった応募者からの選考結果の問い合わせについては、原則として応募者本人が来庁した場合にのみ、得点と順位を知らせることができるものとする。

ただし、止むを得ない理由により来庁できない場合は、応募用紙に記入された電話番号へ連絡し、得点と順位を知らせることができるものとする。

7. 事務局

選考委員会の事務局を伊丹市市民自治部グリーン戦略推進室生活環境課に置く。

8. その他

この要領に定めのない事項については、選考委員会で協議のうえ定める。

9. 附則

- (1) この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) この要領は、伊丹市廃棄物減量等推進審議会委員の市民公募の選考の終了をもって効力を失うものとする。